

令和4年6月24日

3年生保護者の皆様へ

筑紫野市立筑紫野南中学校
校 長 船本 浩之
学年主任 金子 禎

SNS 利用に関する注意喚起のお願い

初夏の候、ますます御健勝のこととご拝察いたします。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。日頃より、本校教育活動、新型コロナウイルス感染症拡大予防に向けてご理解、ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、SNS に関してはこれまでも様々な問題が指摘されています。インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかしながら事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になるなど、残念な事例もあります。また、お子さんが被害を受けるだけでなく、加害者になってしまうケースも生じています。

本校の生徒間で「SNS 上における誹謗中傷の書き込み」、「SNS 上でのトラブル」事案が発生しています。そこで、定期的に注意喚起を行っています。その中で、「便利な物であるが正しい使用方法を理解した上で使用しなければいけないこと」や「SNS 上でトラブルがあった場合にはすぐに大人に相談すること」等を伝えていますが、SNS に関するトラブルは学校の指導だけで解決することは困難な現状です。

つきましては、お子さんが SNS を利用している場合、下記の「ルールやマナー 5 箇条」をもとにご家庭でもご指導をお願いします。また、お子さんが具体的に、「どのような SNS を利用しているのか」、「その中で他の人とどのようなやりとりや交換をしているのか」等を尋ね、必要ならば保護者ご自身の目でご確認ください。万一、望ましくない利用状況がある場合には、「利用をストップする」、「ペナルティーを課す」、「指導する」、「相談機関に連絡する」、等の対応をお願いします。問題を放置したり、対応が遅れたりすると重大な事案に発展するケースもあります。

スマホ・携帯をお子さんに持たせる時は、その利用状況についても保護者として把握していただきますようお願いいたします。

なお、本校以外の相談機関として、筑紫野市教育委員会学校教育課 (Tel: 923-1111)、筑紫野警察署 (929-0110) があります。学校に連絡しにくい事案の場合にはこちらへご相談ください。

【SNS 利用に関するルールやマナー 5 箇条】

第 1 条 個人情報掲載しない

第 2 条 他の人が不快に思うようなことはしない

※ネットは匿名性があるため、悪口や乱暴な言葉での書き込みが行われやすく、ネット上のいじめに発展することもあります。(書き込まれた側の精神的ダメージはかなり大きい)

※意見の相違から、非難・批判が殺到して収拾が付かなくなる「炎上」と呼ばれる状況になることもあります。

第 3 条 著作権や肖像権を侵さない

第 4 条 セキュリティソフトを導入する

第 5 条 メールを送る前には必ず宛先や内容を確認する

(裏面もご覧ください)

■ 「総務省政府インターネットテレビ」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg21546.html>

※総務省では SNS 等における誹謗中傷対策に取り組んでいます。

※動画になっています。ぜひ、お子様とご覧ください。

